

- (3) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が高度の妊娠障害である場合 勤務しないことが相当であると認められる期間
- (4) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要があると認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の時間
- (5) 会計年度任用職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫（以下「介護対象家族」という。）の介護その他市長が定める世話をを行う場合 1の年度において5日（介護対象家族が2人以上の場合には、10日）の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者（1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。）及び週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第4に定める日数とする。
- (6) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要があると認められる期間（介護休暇）

第13条 会計年度任用職員は、介護対象家族を相当期間にわたり介護する必要が生じたときは、介護休暇を受けることができる。

2 介護休暇の期間は、1の年度につき、任命権者が、会計年度任用職員からの申出に基づき、介護対象家族の各々が前項の規定による介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが必要であると認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護対象家族を異にする次条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 介護休暇の承認を受けようとする場合における申出等については、常勤の職員の例による。

（介護時間）

第14条 会計年度任用職員は、介護対象家族を介護する必要が生じたときは、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、任命権者が、会計年度任用職員からの申出に基づき、介護対象家族の各々が前項の規定による介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該介護対象家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項に規定する会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間の承認を受けようとする場合における申出等については、常勤の職員の例による。

（休暇の期間の計算等）

第15条 第12条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第12号までに掲げる場合に与える有給の休暇並びに同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合に与える無給の休暇並びに第13条第1項に規定する介護休暇に係る期間の計算については、その期間中に第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られる日以外の日が含まれているときは、これらを休暇期間とみなす。

（休暇の承認）

第16条 特別休暇（第12条第3項第2号に掲げる場合に与える休暇を除く。）を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ所属長を通じて任命権者の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができなかった場合においては、速やかに承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認を受けようとする場合において提出しなければならない書類については、常勤の職員の例による。

（退職）

第17条 会計年度任用職員が退職しようとするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

（特に必要があると認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則及び宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の廃止）

2 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）及び宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則（平成24年宇治市規則第22号）は、廃止する。

（宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則及び宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に任用されている非常勤職員又は臨時職員が、施行日に引き続き会計年度任用職員として任用された場合における休暇に係る勤続期間の計算については、その者の非常勤職員又は臨時職員としての引き続いた勤続期間を会計年度任用職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

別表第1（第11条関係）

勤続期間	雇入れ時	6月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
年次有給休暇日数	5日	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2（第11条関係）

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	次の勤続期間の区分により受けることができる年次有給休暇日数						
		雇入れ時	6箇月	1年	2年	3年	4年	5年以上

4 日	1 6 9 日以上 2 1 6 日以下	3 日	4 日	8 日	9 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日
3 日	1 2 1 日以上 1 6 8 日以下	2 日	3 日	6 日	6 日	8 日	9 日	1 0 日	1 1 日
2 日	7 3 日以上 1 2 0 日以下	1 日	2 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	4 8 日以上 7 2 日以下	0 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

別表第3（第12条関係）

死亡した親族		日 数
配偶者又は父母		7 日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7 日
	1 親等の直系卑属（子）	5 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	2 親等の直系卑属（孫）	1 日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	3 親等の傍系者（伯叔父母）	1 日
姻族	1 親等の直系尊属（配偶者の父母又は父母の配偶者）	3 日
	1 親等の直系卑属（子の配偶者又は配偶者の子）	1 日
	2 親等の直系尊属（配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者）	1 日
	2 親等の傍系者（配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者）	1 日
	3 親等の傍系者（伯叔父母の配偶者）	1 日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続の場合において祭具等の承継を受けた者は、1 親等の直系尊属に準ずる。
- 3 葬儀のため遠隔の地に赴く場合には、往復に要する日数を加えた日数とする。

別表第4（第12条関係）

週所 定勤 務日 数	1 年間 の所定 勤務日 数	第12条第1項 第5号に規定す る場合	第12条 第1項第 8号に規 定する場 合	第12条第3項第 5号に規定する場 合
4 日	1 6 9 日以上 2 1 6 日以下	4 日（就学前の 子が2人以上の 場合には、8 日 ）	4 日	4 日（介護対象家 族が2人以上の場 合には、8 日）
3 日	1 2 1 日以上 1 6 8 日以下	3 日（就学前の 子が2人以上の 場合には、6 日 ）	3 日	3 日（介護対象家 族が2人以上の場 合には、6 日）
2 日	7 3 日 以上1 2 0 日 以下	2 日（就学前の 子が2人以上の 場合には、4 日 ）	2 日	2 日（介護対象家 族が2人以上の場 合には、4 日）
1 日	4 8 日 以上7 2 日以 下	1 日（就学前の 子が2人以上の 場合には、2 日 ）	1 日	1 日（介護対象家 族が2人以上の場 合には、2 日）

(揭示済)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第26号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例施行規則（昭和27年宇治市規則
第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「3年に」を「3年（法第22条の2第1項に規定す
る会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあ
つては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期）に」に
、「3年を」を「3年（会計年度任用職員にあつては、同項の規
定により任命権者が定める任期）を」に改める。

(宇治市交通指導員設置規則の一部改正)

第2条 宇治市交通指導員設置規則（昭和45年宇治市規則第34
号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(適用)

第12条 この規則に定めるもののほか、指導員の勤務条件等につ
いては、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に關する
条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用
職員の給与その他の給付に關する条例施行規則（令和2年宇治
市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇
等に關する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところ
による。

(宇治市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第3条 宇治市会計管理者の補助組織設置規則（昭和51年宇治市
規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ク中「、賃金」を削り、同条第2号オからキまで
の規定中「及び賃金」を「、報酬及び報償」に改め、同号ク中「
、賃金」を削る。

(宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 宇治市職員の育児休業等に関する規則（平成4年宇治市規
則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を
「非常勤職員」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の2第2号の規則で定める非常勤職員)

第7条の2 条例第7条の2第2号の規則で定める非常勤職員は
、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以
外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間
の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につ
き定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある
ものとする。

別記様式第2号中「、再任用短時間勤務職員」を「、非常勤職
員」に、「又は再任用短時間勤務職員」を「又は非常勤職員」に
、「（再任用短時間勤務職員）を」（「非常勤職員」に、「再任用
短時間勤務職員の任期」を「非常勤職員の任期」に、「満たない
子」を「満たない子（非常勤職員にあつては、1歳6か月又は2
歳に満たない子）」に、「休暇を」を「休暇及び宇治市会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に關する規則（令和2年宇治市規則
第8号）第12条第3項第2号に掲げる場合に与える休暇を」に
改める。

（宇治市女性問題アドバイザー設置規則の一部改正）

第5条 宇治市女性問題アドバイザー設置規則（平成5年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第5条を次のように改める。

（適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーの勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則の一部改正）

第6条 宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則（平成13年宇治市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「任命する」を「任用する」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーの勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市家庭児童相談員設置規則の一部改正）

第7条 宇治市家庭児童相談員設置規則（平成18年宇治市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条第1項中「任命する」を「任用する」に改め、同条第2項を削る。

第4条を削り、第5条を次のように改める。

（適用）

第4条 この規則に定めるもののほか、相談員の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市ウトロ住環境改善事業参与設置規則の一部改正）

第8条 宇治市ウトロ住環境改善事業参与設置規則（平成24年宇治市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改める。

第5条を次のように改める。

（適用）

第4条 この規則に定めるもののほか、参与の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

（宇治市男女共同参画推進参与設置規則等の廃止）

第9条 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宇治市男女共同参画推進参与設置規則（平成16年宇治市規則第23号）
- (2) 宇治市観光事業推進参与設置規則（平成29年宇治市規則第28号）
- (3) 宇治市農業振興参与設置規則（平成31年宇治市規則第13号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）



宇治市告示第66号

「地縁による団体」の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、次の団体を「地縁による団体」として認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年4月21日

宇治市長 山本 正

（名称） 西浦東町内会

（規約に定める目的）

会員として相互の親睦を図り、福祉を増進し、町の健全な発展向上に寄与すること。

（区域） 宇治市小倉町西浦1番地、3番地から10番地まで、14番地から16番地まで、17番地の一部、19番地、21番地、22番地、25番地から27番地まで、29番地から33番地まで、36番地、39番地、47番地、50番地から54番地まで及び60番地の区域並びに神楽田1番地及び3番地の区域

（主たる事務所）

宇治市小倉町西浦26番地の14

（代表者の氏名及び住所）

（裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無）

共に無

（代理人の有無）

無

（認可年月日）

令和2年3月30日

（揭示済）

宇治市告示第72号

宇治市西小倉コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市西小倉コミュニティセンターの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市小倉町南堀池107番地の1

名 称 西小倉地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 長谷川 雅也

宇治市告示第73号

宇治市東宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市東宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市五ヶ庄三番割36番地の5
名 称 東宇治地区コミュニティ推進協議会
代表者 会長 太田 敏子

宇治市告示第74号

宇治市南宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市南宇治コミュニティセンターの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市大久保町上ノ山42番地の3
名 称 南宇治地区コミュニティ推進協議会
代表者 会長 堤 武彦

宇治市告示第75号

宇治市横島コミュニティセンターの使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市横島コミュニティセンターの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市横島町大川原27番地の5
名 称 横島地区コミュニティ推進協議会
代表者 会長 長澤 正樹

宇治市告示第76号

宇治市観光センターの使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市観光センターの使用料の徴収事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治里尻5番地の9
名 称 公益社団法人 宇治市観光協会
代表者 会長 中村 藤吉

宇治市告示第77号

宇治市市営茶室の使用料の徴収事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市市営茶室の使用料の徴収事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治里尻5番地の9
名 称 公益社団法人 宇治市観光協会
代表者 会長 中村 藤吉

宇治市告示第78号

宇治市産業会館の使用料の収納事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市産業会館の使用料の収納事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶45番地の13
名 称 宇治商工会議所
代表者 会頭 山仲 修矢

宇治市告示第79号

宇治市畜場の使用料の収納事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市畜場の使用料の収納事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

共同事業体名 日本管財・五輪グループ

構成団体

所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
名 称 日本管財株式会社
代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎
所在地 富山県富山市奥田新町12番3号
名 称 株式会社五輪
代表者 代表取締役 宮本 幸司朗

宇治市告示第80号

近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場の使用料の収納事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場の使用料の収納事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市伊勢田町中山48番地の7
名 称 榊田商事株式会社
代表者 代表取締役 榊田 志乃

宇治市告示第81号

J R宇治駅南自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、J R宇治駅南自転車等駐車場、J R木幡駅前自転車等駐車場、J R黄檗駅前自転車等駐車場、J R六地蔵駅前自転車等駐車場、J R六地蔵駅前第2自転車等駐車場、J R黄檗駅前第2自転車等駐車場、J R宇治駅北自転車等駐車場、J R小倉駅北自転車等駐車場及びJ R小倉駅南自転車等駐車場の使用料の収納事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治東内3番地の5
名 称 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター
代表者 理事長 山本 哲治

宇治市告示第82号

京阪三室戸駅前自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託について

令和2年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、京阪三室戸駅前自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場、JR新田駅前自転車等駐車場、京阪木幡駅前自転車等駐車場及び近鉄小倉駅東自転車等駐車場の使用料の収納事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市横島町外1番地の21
名 称 一般社団法人 宇治高齢者事業団
代表者 代表理事 梅原 孝

宇治市告示第83号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

令和2年5月1日

宇治市長 山本 正

（分任出納員に対する委任）

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委任年月日
	所 属	氏 名	
産業振興センター使用料及び附属設備使用料の収納及び保管	産業振興課		令和2年4月1日
所管に係る現金の収納及び保管	ごみ減量推進課		令和2年4月1日

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第35回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年4月21日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和2年4月30日 9時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
2 専決事項の報告
3 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程
宇治市上下水道事業会計規程（昭和43年宇治市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第26条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の費用勘定の部及び別表第2の費用勘定の部中

		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		賃金	臨時職員の賃金

		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
--	--	----------	--------------------

		賞与引当金繰入額	
		賃金	

		賞与引当金繰入額	
--	--	----------	--

める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治市上下水道部の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下「会計年度任用職員」という。）の給与の額及び支給方法、勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給料の額は、別表第1の左欄に掲げる区分（月額に限る。）及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額（宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）第3条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）におけるそれ

それぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額と同額）とする。

（パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する報酬）

第3条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料に相当する報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給料に相当する報酬を月額により支給するパートタイム会計年度任用職員 別表第1の左欄に掲げる区分（月額に限る。）及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額（給料表におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額）に、当該パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定める1週間の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

(2) 給料に相当する報酬を日額により支給するパートタイム会計年度任用職員（次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 別表第1の左欄に掲げる区分（日額に限る。）及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給に対応する額（給料表におけるそれぞれ同数の職務の級及び号給に対応する給料月額）に、任命権者が定める1月当たりの勤務時間の基準となる時間を除して得た額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）に、当該パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定める1日の勤務時間を乗じて得た額

(3) 給料に相当する報酬を日額又は時間額により支給するパートタイム会計年度任用職員で、補助的な業務に従事するもの 別表第2の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（手当）

第4条 会計年度任用職員に支給する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（これらに相当する報酬を含む。）並びに期末手当の額については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の適用を受ける職員（以下「一般職の会計年度任用職員」という。）の例による。

2 会計年度任用職員に支給する退職手当（これに相当する報酬を含む。）の基準及び額については、一般職の会計年度任用職員の例による。

（給与の支給方法）

第5条 会計年度任用職員の給与の支給方法については、一般職の会計年度任用職員の例による。

（勤務時間等）

第6条 会計年度任用職員の勤務時間等については、一般職の会計年度任用職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の廃止）

2 宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第3号）は、廃止する。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	職種	職務の級及び号給
月額	事務嘱託員	1級22号給
	技術職員	2級46号給

日額	事務嘱託員	1級22号給
	技術職員	2級46号給
	運転作業員	1級29号給

別表第2（第3条関係）

区分	職種	額
日額	事務職員	7,200円
時間額	浄水場管理職員	1,072円

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務決裁規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事に関する事項の部第6号を次のように改める。

(6) 会計年度任用職員を任免すること。				
ア イに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの		○		
イ 補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの				○

別表第1財務に関する事項の部支出負担行為に関する事項の項第1号ケ中「賃金」を削る。

別表第2下水道管理課に関する事項の部中

「主幹」を「主幹」に改める。

主幹	
----	--

」

」

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第6号

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務分掌規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表水管理センター施設第1係の項第7号及び施設第2係の項第5号中「下水処理場等」を「浄水場等及び下水処理場等」に改め、同表下水道計画課計画係の項第1号中「公共下水道整備計画（汚水に係るものに限る。）」を「公共下水道事業（汚水に係るものに限る。）に係る計画」に改め、同表下水道建設課事業第2係の項に次の1号を加える。

(5) 課の庶務に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業管理規程第7号

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

技術参事等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

技術参事等の掌理する事務を定める規程（平成5年宇治市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「技術参事等」を「技術参事」に改める。

第1条中「及び同条第2項に規定する主幹（以下「技術参事等」を「（以下「技術参事」に改める。

第2条の見出し中「技術参事等」を「技術参事」に改め、同条中「技術参事等」を「技術参事」に、「別表に規定する事務及び」を「、水道事業及び下水道事業に属する技術的指導及び技術的事項に関する事務並びに」に改める。

別表を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）